

安心・安全に生活を送るためのきまり

第1章 総則

第1条(目的)

この規定は、福山市立済美中学校(以下、「本校」という。)に通う生徒全員が、自主的・自律的に充実した学校生活を送り、自己の将来を見据え、自覚と誇りを持って行動するという観点から必要な事項を生徒と教職員が共に考え協議し、定めるものである。

第2章 学校生活

第2条(学び)

人間性を豊かにするためには、相互の交流を深め、互いが伸び伸びと生活できる状況をつくることが大切である。生徒一人一人が、寛容の心をもち互いに認め合い、助け合い、学び合い、様々な体験の共有や具体的な諸問題の解決を通して、互いに尊重し合い、協働的に学び合えるよう努めること。

第3条(法令遵守)

法令で禁止されている事柄など、社会で許されない行為は、学校生活においても行ってはならない。

第4条(身だしなみ等)

(1)制服

学校生活は登下校も含め、学校指定の制服を正しく着用する。正しい制服の着用及びその着用の参考等については、別表のとおりとする。

(2)通学靴、上履き及び体育館シューズ

登下校及び体育授業時は、白色の通学靴を着用する。

校内では、学校指定の上履きを着用する。

体育館では、学校指定の体育館シューズを着用する。

(3)靴下

白、黒、紺のいずれかの色で無地の靴下を着用する。

ワンポイント模様の入った靴下は認める。くるぶしが出る長さの靴下は認めない。

(4)防寒具

マフラー及び手袋などの防寒具は、登下校時のみとし、校舎内での着用は認めない。

(5)その他

化粧、マニキュアなどをしないこと。

ブローチ、ネックレス、イヤリング、ピアス、指輪、腕輪、ミサンガなど、アクセサリーを着用しないこと。

第5条(頭髪)

充実した学校生活を送れるよう、日々の活動に専念できる清潔感のある髪型とする。

- (1)髪染めや脱色、パーマをしないこと。
- (2)極度な刈り上げなど、特異な髪型にはしないこと。
- (3)ワックスやムースなどの整髪料をつけないこと。
- (4)前髪が長い場合には、飾りのないピンでとめること。また、後ろ髪が肩にかかる程度以上の長さがある場合は、黒・紺・茶のゴムひもで結わえること。

第6条(持参物等)

- (1)周囲への影響を考え、学びに必要なものは持参しないことを常に考える。
- (2)各自ランチョンマットを準備する。
- (3)お茶・水・スポーツドリンクが必要な場合は、各自で持参する。
- (4)次にあげるものなど、授業・部活動に必要なものや、不要な現金などは持ってこない。持参していることが判明した場合は、学校で一時預かり、保護者に直接返還する。
 - ・携帯電話・スマートフォン(以下、「携帯電話」という。)
 - ・ゲーム(機)類
 - ・オーディオ類
 - ・雑誌, マンガ類
 - ・遊具
 - ・装飾品, アクセサリーの類(ピアス, ミサンガ, ネックレス, 腕輪, 指輪など)
- (5)携帯電話について、特別の事情がある場合は、校長が認める場合がある。その場合は、担任に申し出て、所定の手続きを行う。なお、認められた場合も、校内では、携帯電話を担任等に預ける。
- (6)熱中症対策について、冷感タオル, 汗拭きシート等を活用する。ハンディファンについては、敷地内での使用はしない。登下校時の使用については公共のマナーを守り安全に気を付けて使用する。

第7条(諸届)

- (1)欠席, 遅刻, 早退の場合は、保護者が学校(担任又は学年主任)へデジタル入力で連絡する。(電話の場合は職員打合せ前の午前8時20分までをお願いします。)
- (2)遅刻をした場合には、遅刻カードを職員室で記入してもらい、授業者へ提出する。
- (3)保健室を利用する場合には、「保健室利用カード」を記入してもらい、職員室へ行く。利用後は「保健室からの連絡カード」に必要事項を記入してもらう。
- (4)在学証明書, 学校学生生徒旅客運賃割引証(JR学割)など、証明書類が必要な場合は担任に申し出て、事務室で手続きを行う。(発行まで2週間は要することを考えて計画すること)

第8条(登下校)

- (1)登下校の時間を守り、余裕を持って行動する。

登校時間	7時50分以降に登校 8時30分に出欠確認
下校時間	5時限の場合:14:55 6時限の場合:15:55(掃除なしの場合15:40) 部活動がある場合は16:50を完全下校時刻とする

(2)登校後は、無断で外出できない。

(3)登下校時は、交通ルールを守るなど、安全に留意する。不審者に会った場合は、周囲に助けを求めるなど、危険を回避し、直ちに、警察・保護者・学校に連絡する。

(4)寄り道や買い食い等を行わない。

(5)自転車通学

①許可

学校が定めた境界線(別紙参照:2km以遠)より外側に居住する生徒に許可する。

②特別許可

境界線内に居住する生徒であっても、特別の事情がある場合は、校長が許可する場合がある。その場合は担任に申し出て、所定の手続きを行う。

③注意事項

ア 本校の発行する許可シールを後部フェンダーに貼り付けた自転車で通学する。

イ 自転車通学者は、安全のためヘルメットを着用する。

ウ 雨天時は、合羽を着用する。傘さし運転は禁止する。

エ 登校後、所定の位置に置き、必ず施錠する。

オ 道路では、一列で通行し、他の交通の妨げにならないよう努める。

カ 事故にあった場合や事故を起こした場合には、相手の名前、住所等を確認し、直ちに、警察、保護者、学校に連絡する。

キ 交通違反等の状況により、自転車通学の禁止や自転車を学校で一時預かるなどの対応をする場合がある。

ク 安全確保のため、ブレーキや灯火など安全点検を行う

第3章 校外生活

第9条(校外生活)

(1)家庭及び地域の一員として、責任ある行動に努める。

(2)友人宅への外泊は原則禁止とする。保護者責任または同伴の場合はこれに限らない。

(3)映画館、ボウリング場、ゲームセンター、カラオケ、飲食店などへ生徒のみでの立ち入りは原則禁止とする。保護者責任または同伴の場合はこれに限らない。

(4)アルバイトは認めない。ただし、特別の事情がある場合は、校長が許可する場合がある。その場合は、担任に申し出て、所定の手続きを行う。

別表

制服の着用参考等について

福山市立済美中学校

